

参考資料 1

(県HP掲載資料)

令和4年度神奈川県環境農政局所管公共事業の評価結果一覧

【再評価】

番号	事業名（箇所名）	評価実施の要件※	県の対応方針
①	農村振興総合整備事業（早川春日原地区）	①	継続 (期間延長)
②	農業用施設防災対策事業（大城地区）	②	継続
③	緊急予防治山事業（関根川）	①	継続

〔※ 再評価実施の要件〕

- ①：事業採択又は実施後、5年を経過した年度において継続中の事業
②：①により再評価を実施した後、5年を経過した年度において継続中の事業

【事後評価】

令和4年度評価対象事業なし

〔※ 事後評価実施の要件〕

- ①：事業費が5億円以上で、完了から5年が経過した事業
②：過去に再評価を実施し、完了から5年が経過した事業

令和4年度神奈川県環境農政局所管公共事業評価における 公共事業評価委員会の附帯意見を受けての今後の対応について

1 公共事業評価委員会の附帯意見（総論的意見）を受けての今後の対応

(1) 附帯意見（総論的意見）

農林水産業は、農林水産物の供給以外にも、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能を有している。こうした農林水産業の多面的機能の持続的な発揮を図ることは、陸域や海洋の持続可能な利用を掲げるSDGs（持続可能な開発目標）の観点からも、今後ますます重要になる。したがって、環境農政局においては、公共事業を実施するに当たって経費の削減や自然環境の保全に十分に配慮するとともに、公共事業の成果を客観的かつ定量的に測定し、そのデータを積極的に開示して県民の理解を深め、豊かな地域社会の形成に不斷に取り組むことを望む。

また、気候変動の影響が強く懸念されることから、公共事業の実施に当たっては、従来の災害想定や工法を適宜見直し、生物多様性に十分配慮しつつ、公共インフラの一層の強靭化に取り組むことを望む。

(2) 附帯意見を受けての今後の対応について

公共事業を実施するに当たって経費の節減や自然環境の保全に十分に配慮するとともに、公共事業の成果を客観的かつ定量的に測定し、そのデータを積極的に開示して県民の理解を深め、豊かな地域社会の形成に不斷に取り組む。

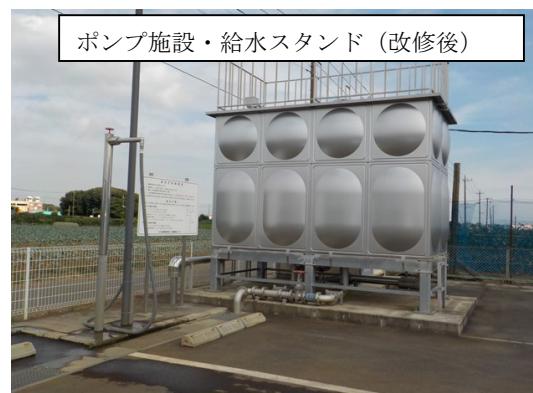
また、気候変動による災害の激甚化に対し、従来の工法を適宜見直し、生物多様性に十分配慮しつつ、公共インフラの一層の強靭化に取り組む。

2 公共事業評価委員会の附帯意見（各論的意見）を受けての今後の対応

(1) 再評価

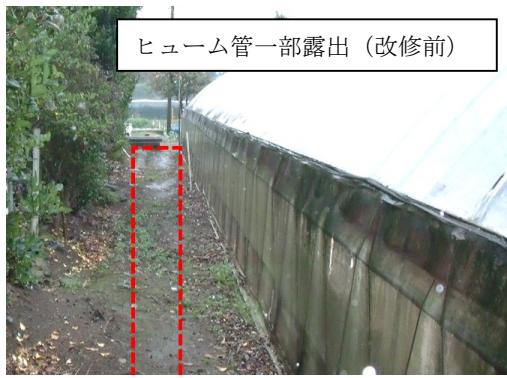
①農村振興総合整備事業〔早川春日原地区（綾瀬市）〕

事業場所	国庫補助 ／県単別	工 期	事 業 費	工 事 概 要
綾瀬市	国庫補助	平成29年度 ～令和11年度	1,005百万円	畠地かんがい A=66.7ha 農道 10,040m
公共事業評価委員会に県が示した対応方針（案）		継続（期間延長）		
公共事業評価委員会の意見		【附帯意見（各論的意見）】 農道整備の副次的効果として、住民散策路としての活用を挙げているが、農道は市道であり、一般車両が多く通行するようになれば、散策路としての活用は難しくなる。整備後も、歩行者の安全が確保されるよう綾瀬市に働きかけることを望む。		
県の対応方針		継続（期間延長）	【附帯意見を受けての県の今後の対応】 地域住民の方が安全に散策出来るよう、綾瀬市と連携し、歩行者の安全確保等に向けた必要な対策について、調整を行う。	



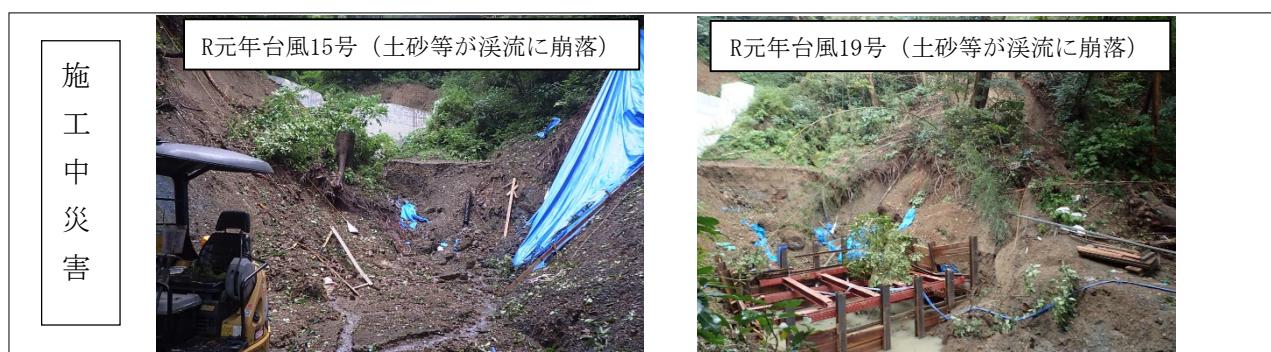
②農業用施設防災対策事業【大城地区（平塚市、伊勢原市）】

事業場所	国庫補助 ／県単別	工 期	事 業 費	工 事 概 要
平塚市 伊勢原市	国庫補助	平成24年度 ～令和7年度	694百万円	水路 1,842m
公共事業評価委員会に県が示した対応方針（案）			継続	
公共事業評価委員会の意見			【附帯意見（各論的意見）】 水田は、生物多様性の保全や環境教育の促進など、重要な役割を担っている。事業対象地域にはメダカ等の貴重な生物が生息していることから、今後も希少種の生息環境の維持保全等に取り組むことを望む。	
県の対応方針			【附帯意見を受けての県の今後の対応】 生息環境の維持保全には、地域内の水田営農を継続させていくことが最も有効な対応と考える。そのためにも、大城用水の早期事業完了と事業完了後の継続的かつ適切な維持補修を行うことで安定した用水の供給を図り、地域農業者の水田営農意欲の維持に努める。	



③緊急予防治山事業〔関根川（横須賀市）〕

事業場所	国庫補助 ／県単別	工 期	事 業 費	工 事 概 要
横須賀市	国庫補助	平成29年度 ～令和6年度	157百万円	谷止工4基 土留工1基 ボーリング暗渠工 2基(458m)
公共事業評価委員会に県が示した対応方針（案）			継続	
公共事業評価委員会の意見	対応方針（案）のとおりとすることを相当とする。			【附帯意見（各論的意見）】 土砂流出防備保安林の機能を発揮させるためには、森林の植生回復が不可欠になることから、治山施設の整備に際しては自然植生の回復にも十分に配慮した計画を立てることを望む。
県の対応方針	継続			【附帯意見を受けての県の今後の対応】 全体計画の変更に際しては、緑化工法を併用するなどして、自然植生の回復にも十分に配慮した計画となるよう努める。



今後の対応：施工中に発生した土砂等崩落災害を受けて、現地地盤状況に適応した工法となるよう全体計画の変更を行う。